

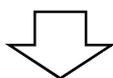
## 浄化槽設置申請にあたっての事前準備について

### ①浄化槽の設置場所を決定

建物から原則 2 m 離れた位置で、樹木・コンクリートなど支障となるものがない平坦な場所を事前に決定しておいてください。

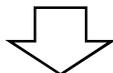
なお、標準工事以外の工事（車が浄化槽の上を通行する可能性のある場所に浄化槽を設置する場合の補強工事や、流入・放流ポンプ等の付帯工事など）が発生した場合の費用は、個人負担となります。

設置場所敷地内において、自家水を使用している場合、掘削により井戸の水質悪化、枯渇があっても保証することはできません。別途承諾書を提出していただきます。



### ②放流先の確保

放流が予定される水路等の管理者に事前に排水放流が可能であるか相談し、可能であった場合、浄化槽の設置申請をする際に、放流許可申請等も行ってください。放流許可書が発行されましたら、写しを上下水道課に提出してください。



### ③放流管が道路を横断する場合

放流管が道路を横断しなければならない場合などは、その道路管理者から許可を得なければなりませんので、占用許可を事前に得てください。



### ④申請書の提出

戸別浄化槽設置申請書に必要書類を添付して申請してください。

※設置申請書には各種図面等の添付及び、浄化槽設置場所の決定・放流先の確保などの事前準備が必要になることから、あらかじめ排水設備指定工事店を選定していただくと、スムーズに手続きを進めることができます。

ただし、**浄化槽本体設置業者は入札により市が決定**します。